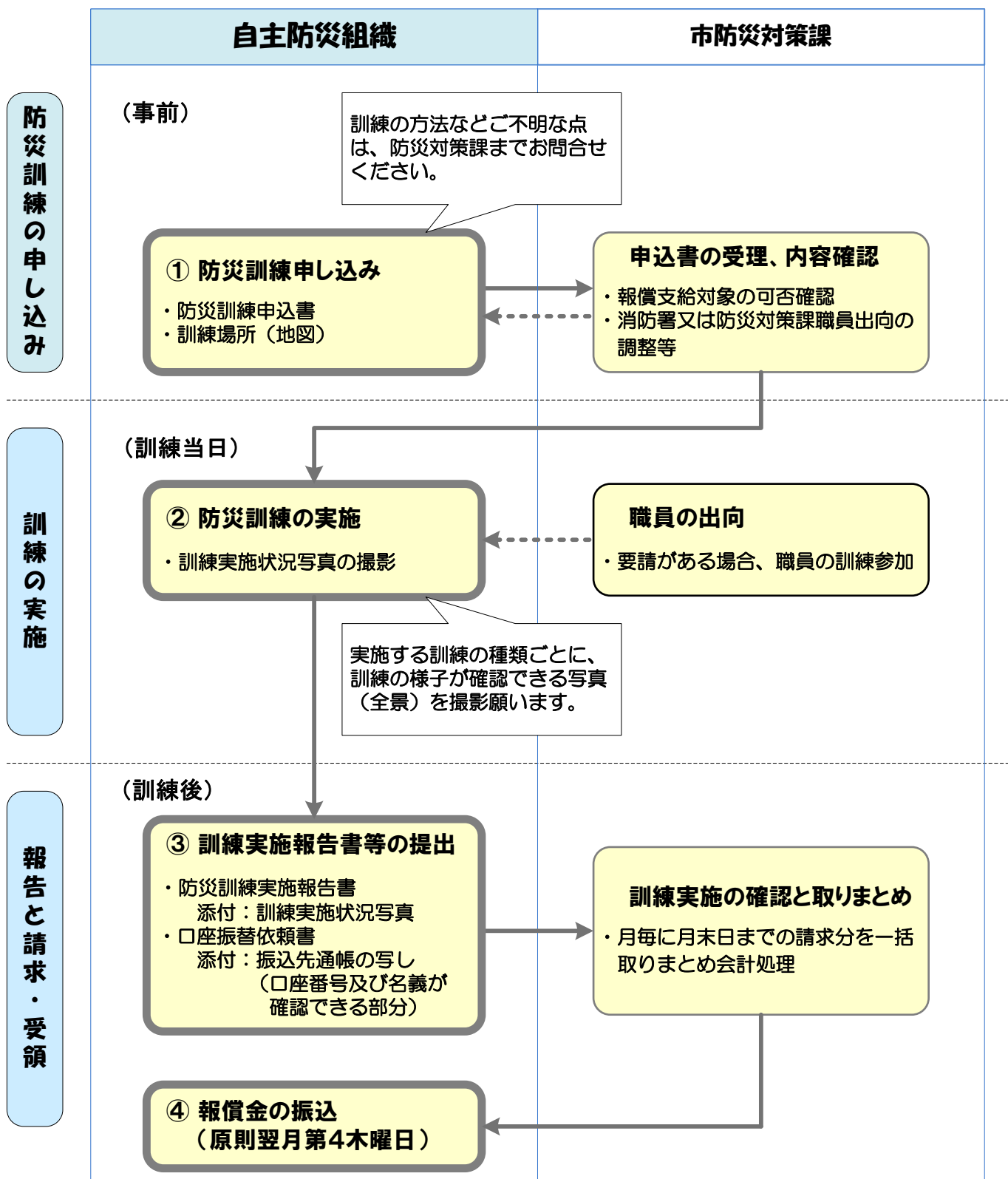


自主防災組織による活動支援報償金の請求手続きについて



● 留意点

- ※ 活動支援報償制度のお問合せは、市防災対策課までお願いいたします。
- ※ 自主防災組織の印鑑がない場合は、組織の長の個人印を使用してください。
- ※ 東日本大震災後、初めて防災訓練に取り組む場合、市が県から交付金支給を受けるため、領収書の写し等の提出をお願いしますのでご協力願います。
- ※ 会計年度が替わると報償金を支払えなくなりますのでご注意願います。